

## 別表十四（七）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第62条の7第1項《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》（同条第3項において準用する場合を含みます。）に記載します。
- 2 「前期以前の対象期間における特定資産譲渡等損失額の損金不算入額19」の欄は、令和4年4月1日前に終了した事業年度における令和2年6月改正前の別表十四（六）「21」の金額を含めて記載します。
- 3 「前期以前の対象期間における特定資産譲渡等損失額の損金不算入額26」及び「前期以前の対象期間における特定資産譲渡等損失額の損金不算入額34」の各欄は、令和4年4月1日前に終了した事業年度における令和2年6月改正前の別表十四（六）「28」及び「36」の金額をそれぞれ含めて記載します。
- 4 「前期以前の対象期間における特定資産譲渡等損失額の損金不算入額26」の欄は、当該事業年度前の各事業年度において別表十四（十）「5」の欄に金額の記載がある場合（法第64条の14第5項《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》の規定の適用がある場合に限り。）には、当該金額を含めて記載します。